

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		し尿処理手数料の免除		
根拠例規及び条項		多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年条例第4号)第13条		
所 管 部 課 名		水道部 下水道課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	1. 生活保護法により扶助を受けているとき 2. 天災その他の災害を受けたとき 3. その他市長が必要と認めたとき		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7~14日程度(注:休日は含まない。) ※免除申請書が市長に対し提出後、免除決定する。		
	内 訳	経由機関 日(機関名 ) 協議機関 日(機関名 ) 処分機関 日		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
備 考				